

川崎市立井田病院三役会議要綱

平成 27 年 4 月 1 日
27 川井病庶第 894 号

（目的及び設置）

第 1 条 川崎市立井田病院の病院運営における基本方針及び重要な課題について審議決定するとともに、各部門間における調整等を行い、総合的かつ計画的な事業の推進を図るため、川崎市立井田病院三役会議（以下「三役会議」という。）を設置する。

（構成）

第 2 条 三役会議は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （１） 病院長
- （２） 副院長
- （３） 事務局長
- （４） 救急センター所長
- （５） 庶務課長
- （６） 医事課長
- （７） その他病院長が指名する者

（開催）

第 3 条 三役会議は、病院長が主宰し、毎週 1 回定例的に開催する。ただし、病院長が必要と認めるときは随時開催するものとする。

（審議事項）

第 4 条 三役会議では次に掲げる事項について審議する。

- （１） 病院運営における基本方針及び事業決定
- （２） 病院運営における重要な課題解決

- (3) 経営状況の分析、改善策の検討
 - (4) 部門間における必要な調整
 - (5) その他病院長が特に必要と認める事項
- (庶務)

第5条 三役会議の庶務は、事務局庶務課において処理をする。なお、庶務の執行に際しては、庶務課長を代表者とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、三役会議の運営等について必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。